

岩手県市町村合併支援プラン

平成 14 年 8 月 5 日

(最終改正 平成 16 年 11 月 25 日)

岩手県市町村合併推進支援本部

本県においては、平成 13 年 6 月 8 日に「岩手県市町村合併推進支援本部」(以下「支援本部」という。)を設置し、市町村の自主的な合併の推進を支援する体制を整えてきたところである。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方分権が実行の段階を迎えているところであるが、分権型社会の形成に伴い、住民自治を確立するためには、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村中心の行政に転換していくことが重要であり、市町村が、急速に進行する少子・高齢化や厳しい財政状況などの環境の変化を踏まえ、多様化・高度化する行政課題に的確に対応して行くため、市町村合併の自主的選択等により、行財政基盤を強化し、真に「自立できる市町村」をめざすことが望ましい。

県としては、合併によって、行財政基盤が強化された市町村に対しては、その担いうる力に応じて、県事務の権限を人と財源とともに、大巾に移譲し、その自立性をより高めていきたいと考えており、平成 15 年 3 月には「合併市町村への県事務の権限移譲方針」を策定しているところである。

支援本部としては、今後、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成 17 年 3 月までに多くの市町村で合併の成果があがるよう、具体的な支援策として、岩手県市町村合併支援プラン(以下「県支援プラン」という。)を平成 14 年 8 月に策定し、市町村や地域住民が市町村合併に主体的に取り組み、十分な議論が尽くされるよう気運の醸成を図るなど、それぞれの地域の状況を踏まえ、市町村合併に向けた取組みを積極的に支援してきているが、この度、国の市町村合併支援プラン(以下「国支援プラン」という。)の改定や県単独の合併市町村自立支援交付金制度の創設等を踏まえて県支援プランを改定し、支援策を拡充するものである。

第 1 趣 旨

県支援プランは、市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策として、これを実施することにより、自主的な市町村合併を促進し、地域の活性化と個性あるまちづくりを支援するものである。

第 2 対象地域

県支援プランに掲げる具体的な支援策は、原則として次に掲げる市町村を対象地域とする。

- (1) 市町村合併に取り組む市町村
- (2) 県の合併重点支援地域に指定された市町村(以下「合併重点支援地域」という。)
- (3) 平成 17 年 3 月末までに知事に合併申請し、平成 18 年 3 月末までに合併した市町村(以下「合併市町村」という。)

第 3 具体的支援策

1 市町村合併に取り組む市町村への支援

(1) 研究会等が行う調査研究等への支援

複数の市町村で組織する研究会や任意の合併協議会が行う、調査研究や研修等については、関係市町村の要請に応じて、地方振興局を中心に必要な助言に努めるほか、その事業に要する経費については地域活性化事業調整費対象事業として優先的に採択する。

- (2) 市町村等が行う普及啓発事業への支援
市町村や民間団体が合併の推進のために行う、講演会や意見交換会の開催などの普及啓発事業については、市町村等からの要望に応じて、地域活性化事業調整費対象事業として優先的に採択する。
- (3) 合併シミュレーションの策定等
市町村において、地域の将来像などについて住民に対し具体的な情報提供が図られるよう、県独自の合併シミュレーションを策定し、市町村行財政の長期見通しの作成などに対して支援を行う。
- (4) 合併推進アドバイザーの派遣等
市町村からの依頼に基づき、合併に関する豊富な知識を有する市町村合併推進アドバイザーの派遣や市町村合併出前講座を実施するなどにより、市町村における講演会等の開催や調査研究事業等に対する支援を行う。

2 合併重点支援地域への支援

- (1) 合併重点支援地域の将来像等に係る調査研究の支援
合併協議会等が行う、現状分析、合併効果や合併後の市町村の将来像等についての調査研究については、関係市町村からの要請に応じて、地方振興局を中心に必要な助言に努めるほか、その事業に要する経費について、地域活性化事業調整費対象事業として優先的に採択する。
- (2) 合併協議会等に対する人的支援
関係市町村からの依頼に基づき、合併協議会委員として参画するほか、必要に応じてアドバイザーの派遣などを行う。
また、法定協議会を設置している市町村からの依頼に基づき、必要に応じて県職員を派遣する。
- (3) 国支援プラン等の活用
当該地域が国支援プランを活用できるよう積極的に支援し、国支援プランに掲げる国庫補助事業の推進を図る。
さらに、合併特例事業を活用した県事業を積極的に推進する。

3 合併市町村への支援

- (1) 県事務の移譲
合併市町村に対しては、その担いうる力に応じて、真に「自立できる市町村」として、主体的・自立的な地域づくりに取り組みめるよう、平成 15 年 3 月に策定した「合併市町村への県事務の権限移譲方針」に基づき、県事務について、人的・財政的支援を伴う権限移譲を積極的に推進する。
- (2) 合併市町村への先導的な取組み等に対する支援
合併市町村が自立した自治体として新たな行政課題等に先導的に対応していくため必要な取組みに対し、合併市町村自立支援交付金を交付する。
- (3) 合併市町村のまちづくり事業に対する支援
合併市町村が行う、市町村建設計画に基づくまちづくりのための事業に要する経費については、合併市町村からの要望に応じ、自治振興基金による無利子貸付を行う。
- (4) 国支援プラン等の活用
合併市町村が市町村建設計画に基づき実施する事業については、国支援プランを活用できるよう積極的に支援し、国支援プランに掲げる国庫補助事業の推進を図る。
さらに、合併特例事業を活用した県事業を積極的に推進する。

(5) 過疎団体及び準過疎団体に対する県単独支援措置の特例

合併市町村のうち合併関係市町村に過疎地域又は準過疎地域の市町村が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域又は準過疎地域であった区域を過疎地域又は準過疎地域とみなして、これらに対する県単独の支援措置を引き続き行うものとする。

4 県による具体的な支援

合併重点支援地域及び合併市町村を対象に、上記の2の(3)及び3の(4)に掲げる県事業等のうち、当面、国支援プランを活用しながら実施するものは以下に掲げるものとし、市町村建設計画の策定に向けた協議を踏まえ、対象地域における総合的かつ計画的な新市町村の建設を支援する。

(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備

車社会の進展による道路交通の役割の拡大に伴い、公共施設等の拠点を連絡する道路や市街地の骨格を形成する都市計画道路などの幹線道路、身近な生活道路の整備充実を図る。

市町村合併支援道路事業

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路・街路などについて、短期間での整備を図る。

交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業

地形的制約により相互の交流が遅れている地域の交流の促進・活性化を図るため、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁について、重点的に整備する。

案内標識設置に対する支援

市町村合併により整備が必要となる道路付属物として整備する道路標識（歩行者案内用標識を含む）について、重点的な整備の推進を図る。

イ 交通の利便性確保のための条件整備

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性向上のため、交通拠点の整備等を行う。

都市再生交通拠点整備事業

合併市町村の交通利便性を確保するため、都市再生交通拠点整備事業で行うパークアンドライド用駐車場について、必要に応じ重点的な整備の促進を図る。

港湾改修費補助事業

重要港湾、地方港湾のけい留施設、外郭施設等の建設及び改良工事、局部的な改良工事等の推進を図る。

ウ 住環境の整備

都市景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指す。

合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進

合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合には、必要となる新規の住宅供給、建替事業、改善事業、関連公共施設の整備等を図る。

公営住宅の建替え等の促進

合併を視野に入れた集約・統廃合による合理的な住宅の整備を促進するため、合併関係市町村においては、集約・統廃合のための用途廃止を行えるよう、また、跡地について有効に活用されるよう、情報提供や助言を行う。

合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備支援

合併を視野に入れた効率的な住宅供給を促進するため、合併関係市町村が共同で取り組む住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ住宅マスタープランにおいて、位置づけられた住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備の促進を図る。

(2) 豊かな生活環境の創造

ア 上水道の整備

合併に伴う水道施設の再編、統廃合を積極的に進める。

水道広域化及び統合化推進事業

市町村合併により水道事業の統合を行う場合には、水道事業統合のメリット、デメリットを整理するなど、市町村が行う水道事業統合計画の策定を支援するための情報提供や助言を行う。

イ 汚水処理施設の整備

公共用水域の水質保全や生活環境の改善、都市型浸水への対応など、質が高く快適な暮らしを実現するため、汚水処理施設の整備を推進する。

流域下水道の特例

流域下水道の対象地域である複数市町村が、合併により1つの市町村になる場合においても流域下水道として補助が受けられるよう特例制度を活用する。

下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の汚水処理施設が、共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、合併関係市町村における他の汚水処理施設との広域的共同処理の促進を図る。

農業集落排水施設等の整備の促進

合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、農業集落排水施設等の整備の促進を図る。

公共下水道事業等下水道の普及の促進

合併市町村の公共下水道等下水道の普及の促進を図る。

ウ 消防・防災・国土保全の推進

災害の発生に速やかに対応し、国土を保全するために、消防・防災機能の強化、国土保全の推進に努める。

補助河川事業

過去の災害実績等のほか、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、補助河川事業の推進等を図る。

補助ダム建設事業

過去の災害実績等のほか、市町村合併により、全域に渡る水道施設の整備等に伴う水源施設の整備が緊要となる等の状況が見込まれる場合において、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、補助ダム事業の推進を図る。

補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業

過去の災害実績等のほか、合併関係市町村にあって従来の市町村域を越えて住民の用に供されることとなる公共・公用施設等の重要性が増大する場合には、このような施設を保全するため、補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進を図る。

エ 情報通信の整備

IT社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、IT化による地域振興策の推進を図る。

地域イントラネット基盤施設整備事業等

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間におけるデジタル・デバイドの是正、合併に向けた市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード整備のための事業導入について、促進を図る。

情報通信システム整備促進事業

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、デジタル・デバイドの是正、合併に向けた市町村のシステムの統一等を目的とするソフト整備等のための事業導入について、促進を図る。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、6支援を行う。

(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

今後とも進行する高齢化に対応するため、介護保険事業や国民健康保険事業の健全かつ安定的運営に努めるなど、その着実な実施を図る。

介護保険広域化支援

介護保険の円滑な運営を確保するため、合併により広域的な運営を行う市町村等のシステム統一等の取組みの促進を図る。

また、介護保険料の設定に当たり、適切な助言を行う（合併等の広域化を行う場合には不均一賦課も可能であること）。

国民健康保険の広域化支援

市町村合併の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため国保広域化等支援基金の有効な活用を図る。

(4) 次世代を担う教育の充実

学校施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実等を図り、児童・生徒の教育環境の向上に努める。

教職員定数に関する激変緩和措置

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても一定期間激変緩和する措置を講ずる。

公立学校施設整備事業

公立の小・中学校を適正な規模にするための学校統合に際しては、義務教育の円滑な実施に資するため、必要となる施設の整備の促進を図る。

学校給食施設整備事業

市町村合併に伴い、学校給食施設の効率化・合理化を図る必要がある場合には、学校給食の円滑な実施に資するため、必要となる施設の整備の促進を図る。

社会教育施設情報化等施設整備

公立図書館等の社会教育施設の情報化等設備整備を通じて地域住民の学習、拠点としての機能向上を図るため、必要となる施設の整備の促進を図る。

(5) 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図る。

むらづくり維新森林・山村・都市共生事業

合併市町村の一体化を促進するため、山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、都市住民等を林業技術者として育成し山村に受け入れられるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー活用施設の整備の促進を図る。

地域用水環境整備事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に農業水利の有する地域用水機能の維持・増進するために必要となる整備の推進を図る。

地域用水機能増進事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、ソフト事業を補完するハード施設の改修の促進を図る。

市町村合併支援農道等整備事業

合併市町村の一体化を促進するため、複数の合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道等の整備の推進を図る。

広域営農団地農道整備事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、農業振興地域内で県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき、基幹となる農道の整備の推進を図る。

一般農道整備事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、農村地域の基幹的な農道の整備の推進を図る。

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、農業用揮発油税の減免措置の身替りとして基幹的な農道の整備の推進を図る。

中山間地域総合整備事業

合併関係市町村間の農業生産基盤及び生活環境基盤の整備水準の均一化を図るため、中山間地域において、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の総合的な整備の推進を図る。

フォレスト・コミュニティ総合整備事業

都市と森林・山村の交流促進を図りつつ、緑豊かな美しい環境を創出するため、骨格的な林道や山村地域の生活環境基盤の総合的な整備の推進を図る。

森林環境保全整備事業

森林の有する多面的な機能の発揮を図るため、重視すべき森林の機能区分に応じて森林整備に必要な森林管理道の整備の推進を図る。

農林漁業揮発油税財源身替林道整備事業

合併関係市町村間の森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の促進と地域の振興を支援するため、既設林道や公道を峰越しで連絡する林道の開設等の推進を図る。

水産物供給基盤整備事業

合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、漁港や漁場など水産物供給基盤の整備の推進を図る。

漁村総合整備事業

合併関係市町村の生活環境の整備水準の均一化を図るため、集落排水処理施設、集落道等生活環境の改善に資する施設、植栽、休憩所、親水施設等景観の保持や就労環境の改善に資する施設、漁船と遊漁船等との利用調整を図るための分離収容施設の整備の推進を図る。

農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業資材の輸送の合理化により漁業生産の近代化を図り、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資するため、漁港と幹線道路を結ぶアクセス道路の整備の推進を図る。

イ 商工業の振興

個性ある地方の自立した発展と活性化を促進するため、中心市街地の商業等の活性化、小規模事業者の経営基盤の充実を図る。

中心市街地活性化による商業の振興

合併後も中心市街地活性化基本計画に則って中心市街地における商業等の活性化がより一層促進されるよう情報提供や助言を行う。

商工業小規模事業者経営支援事業

商工会等の合併に際して必要な経費の支援及び経営指導員定数等の激変緩和措置等を講ずる。

(6) 連携・交流による開かれたまちづくり

合併市町村が一体化することにより地域全体が魅力ある開かれたまちとなるよう、住民参加による市町村内の連携や農山漁村と都市との交流の促進を図る。

農村振興総合整備事業

合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図るため、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の総合的な整備の促進を図る。

新漁村コミュニティ基盤整備事業

合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図るため、地域全体の振興計画に基づき、漁村コミュニティ基盤の整備の促進を図る。

将来構想、振興計画の策定

合併の効果を最大限に発揮し、地域の一体的な発展につながる広域的な観点からのまちづくり、地域づくりが可能となるよう合併後の地域の将来ビジョンについて、そのあり方、策定ノウハウ等の情報提供や助言を行う。

都市計画の決定・変更に対する支援

市町村合併に伴う土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更に関する助言を行う。

地域間交流・連携の支援

複数市町村等による地域間交流・連携を推進して地域の活性化を図るための関係事業の促進を図る。

第4 市町村合併の広報・啓発

1 シンポジウム等の開催

学識経験者や住民代表などによる合併についての懇談会やシンポジウム・講演会を開催するなどにより市町村合併に向けた気運醸成に努める。

2 普及啓発の実施

合併の必要性や効果、国・県の支援制度等を紹介したパンフレット、リーフレット等の作成・配布を行うとともに各種広報媒体を活用した普及啓発を実施する。

3 情報の提供

県内市町村における合併協議の進捗状況、合併手続きや支援制度等をインターネットで公表するなどにより住民の判断材料となる情報を積極的に提供する。

第5 今後の取組み

支援本部及び関係部局においては、地域の要望等を踏まえながら県支援プランの拡充に向けて引き続き検討を行うものとする。

第6 フォローアップ

支援本部は、県支援プランのフォローアップを行う。

関係部局は、県支援プランの実施状況について、支援本部に対して報告を行う。

第7 市町村合併支援窓口

市町村合併に関する情報提供等による県民への市町村合併の啓発とともに、県支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談、又は、市町村合併の進展に伴う所管施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、各部局が連携・協力して、下記のとおりそれぞれの窓口を設置するものとする。

(1) 各部局の支援窓口

各部局の窓口を次のとおり設置し、パンフレット等の啓発資料を備える。

総合政策室	政策推進課
地域振興部	地域企画室
環境生活部	環境生活企画室
保健福祉部	保健福祉企画室
商工労働観光部	商工企画室
農林水産部	農林水産企画室
県土整備部	県土整備企画室
総務部	総務室
出納局	総務課
総合雇用対策局	総合雇用対策監
医療局	管理課
企業局	経営総務室
教育委員会事務局	総務課
警察本部	警務課
各地方振興局	企画総務部企画振興課

(2) インターネットを活用した窓口

県のホームページにおいて、支援本部に関する情報提供を行う。